



事業継続マネジメントシステム

BCMS 審査員の資格基準に関する指針

JIP-BCAC401-0.8

2008年9月10日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
0.8	2008.9.10	実証運用版として制定	

目 次

1. 総則
 - 1.1 適用範囲
 - 1.2 引用規格及び関連文書
 - 1.2.1 引用規格
 - 1.2.2 関連規格
2. 用語の定義
 - 2.1 BCMS 審査員補
 - 2.2 BCMS 審査員
 - 2.3 BCMS 主任審査員
3. 初回登録の資格基準
 - 3.1 審査員補の資格基準
 - 3.1.1 教育レベル
 - 3.1.2 経験及び知識
 - 3.1.3 研修
 - 3.1.4 個人的特質
 - 3.2 審査員の資格基準
 - 3.3 主任審査員の資格基準
4. 更新登録の資格基準
 - 4.1 審査員補の資格基準
 - 4.2 審査員の資格基準
 - 4.3 主任審査員の資格基準

1. 総則

1.1 適用範囲

本文書は、事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という）における要員の認証機関（以下、要員認証機関という）が、BCMS 審査員補、BCMS 審査員、BCMS 主任審査員（以下、まとめて審査員等という）を評価登録するための資格基準を規定するための指針である。

また、本文書は、BCMS 認証機関の認定に関わる文書として使用できる。

1.2 引用規格及び関連文書

1.2.1 引用規格

以下に掲げる文書は、本書で引用された範囲でこの文書の一部とみなす。

JIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002) 品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針

1.2.2 関連文書

- a) BS 25999-1:2006 事業継続マネジメントー第1部：実践規範
- b) BS 25999-2:2007 事業継続マネジメントー第2部：仕様

2. 用語の定義

この文書の目的のために、上記引用規格に記載の該当する定義を適用するとともに、以下の用語の定義を適用する。

2.1 BCMS 審査員補

主任審査員の指導・助言の下、補助者として審査の実務を行う。

2.2 BCMS 審査員

審査実施計画を具体的な業務分担にまで詳細化し、実際に審査を行い、審査結果をまとめる。また、主任審査員の助言の下、審査チームリーダーを担当することができる。

2.3 BCMS 主任審査員

審査計画を立案し、審査チームの業務分担を明らかにする。また、審査チームリーダーとして審査過程全般を統括し、自らの責任において審査報告書を作成・提出する。

3. 初回登録の資格基準

3.1 審査員補の資格基準

3.1.1 教育レベル

申請者は、少なくとも高等学校を卒業した者、もしくはそれと同等の教育を修了した者、又は豊富な経験を持ち専門的な教育訓練を受けている者で、要員認証機関が承認する者とする。

備考1：高等学校を卒業した者もしくはそれと同等の教育を修了した者とは下記を含む。

- 1) 学校教育法（昭和 22.3.31 法律第 26 号）に定める高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校卒業以上の学歴を有する者。
- 2) 旧中学校令に基づく旧制中学校を卒業した者。
- 3) 文部科学省令に基づく高等学校卒業程度認定試験又は旧文部省令に基づく大学入学資格検定（大検）合格者。
- 4) 文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程（修業年限が2年以上）を修了し、大学入学資格を有する者。【学校教育法第 82 条 10 参照】
- 5) 文部科学大臣の指定を受けた高等専修学校の高等課程（修業年限が3年以上）修了者。
- 6) 海外の中等教育以上の修了者。
- 7) 高等学校以上に相当する組織内教育訓練施設の修了者。
- 8) 通算修業年数が1年以上になる教育施設の修了者。

備考2：上記以外の専修学校や各種学校で専門的な教育訓練を受け、豊富な経験を持っている者については、課程の内容や修業年数等を個々に確認する。

備考3：1)～4) 以外については、内容を証明出来る資料を提出すること。

3.1.2 経験及び知識

- a) 申請者は、4年以上の実務経験があること。また、その内、事業継続関連分野で2年以上の実務経験があること。

備考：実務経験には、派遣、委託等で従事した場合も含める。

- b) 事業継続関連の知識を有していること。

備考：BCI（Business Continuity Institute）Certificate 試験に合格するか、又は BCI のプロフェッショナルメンバー資格を有しているか、又は同等の資格を有していることにより事業継続関連の知識を有しているとみなす。

- c) 上記 a) 及び b) の経験及び知識は最近のものであることが望ましい。

3.1.3 研修

申請者は、認定されたもしくはそれと同等の要員認証機関によって承認された審査員研修機関が開催する40時間以上の BCMS 審査員研修コース又は同等の研修コースを成功

裏に修了しておかなくてはならない。

なお、ISO 9001、ISO 14001、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 20000 の審査員資格を有していれば、実践的な研修部分を省いた BCMS 研修コースを成功裏に修了していることで同等とみなす。

3.1.4 個人的特質

申請者の個人的特質は、JIS Q 19011 における個人的特質を準用する。

3.2 審査員の資格基準

- a) 審査員補の資格基準 (3.1) を全て満たすこと。
- b) 申請日までの3年以内に、最低4回延べ20日間にわたる完全な審査に参加していること。完全な審査とは、JIS Q 19011 の6.3から6.6に示す、すべてのステップを網羅する審査をいう。

審査の回数及び日数の考え方を以下に示す。

- 1) 完全な審査を1回と数える。
- 2) 1日7時間以上の審査時間で1日と数える。それ以下の場合は加算できない。

下記の審査も審査実績として認める。

- 3) サーベイランス（維持審査）は、1回のサーベイランスへの参加で1回の審査実績とする。
- 4) 審査の実績として、第三者審査（認証審査）の他、JIS Q 19011 に沿って行われた第三者監査（顧客等による監査）及び第一者監査（内部監査）も認める（備考1）。

備考1：BCMS 認証のための規格及び社内の運用規程等を判断基準としてほぼ一通りの審査／監査を行った場合に限る。

備考2：これらの審査／監査実績については、証拠を提出すること。また、面接もしくは関係部門に問合せを実施し、事実関係を確認する場合がある。

- c) 審査実績は、審査チームリーダーとして力量のある他の主任審査員あるいは同等の力量を備えた者の指揮及び指導のもとで遂行したものであること。また、指揮及び指導を行った主任審査員あるいは同等の力量を備えた者により、審査能力があることが証明されること。
- d) 審査実績は、3.1.3による研修を修了した後に実施したものであること。

3.3 主任審査員の資格基準

- a) 審査員補の資格基準 (3.1) を全て満たすこと。
- b) 申請日までの2年以内に、最低3回延べ15日間にわたる完全な審査の中で審査チ

ームリーダーとしての役割を務めていること。

- c) 審査チームリーダーの実績は、審査チームリーダーとして力量のある他の主任審査員あるいは同等の力量を備えた者の指揮及び指導のもとで遂行したものであること。また、指揮及び指導を行った主任審査員あるいは同等の力量を備えた者により、審査チームリーダーとしての審査能力があることが証明されること。

備考：主任審査員資格を取得できるのは審査員資格者とする。

4. 更新登録の資格基準

4.1 審査員補の資格基準

更新登録における審査員補の資格基準は下記とする。

- a) 初回登録での資格基準 (3.1) を全て満たすこと。
- b) 直近の審査員登録有効期間内に、事業継続関連分野等の審査業務に関連する教育の受講実績が20時間以上あること。
 受講実績となる教育は下記による。但し、要求されている時間の2/3以上は下記1)の教育による時間であること。これらの受講実績については証拠（主催者等の証明は必須としない）及び教育プログラム等内容の分かるものを提出すること。
- 1) 相互啓発を伴い積極的に演習に参加するタイプの研修コース及びセミナーへの参加、正式な講義を伴う専門団体の会合への参加、規格作成活動への積極的な参加等は、1時間の教育受講を受講実績1時間とみなす。
 - 2) 相互啓発のない講義・講演・説明会等への参加、より社会的色あいの強い非公式な専門団体の会合への参加、公開講座及び通信教育で評価を伴いかつ資格取得につながるものへの参加、講師として研修コース及びセミナーの準備及びその実施、論文・記事の出版等については、受講・準備・学習時間2時間を受講実績1時間とみなす。
 - 3) 上記教育等は社外・社内を問わない。

4.2 審査員の資格基準

更新登録における審査員の資格基準は下記とする。

- a) 初回登録での資格基準 (3.1) を全て満たすこと。
- b) 直近の審査員登録有効期間内に3回以上の完全な審査の実績を有すること。
 審査実績の回数のカウント方法については、3.2b)と同様とする。
- c) 受講実績に対しては、4.1b)と同様とする。

4.3 主任審査員の資格基準

更新登録における主任審査員の資格基準は下記とする。

- a) 初回登録での資格基準 (3.1) を全て満たすこと。

b) 直近の審査員登録有効期間内に3回以上の審査チームリーダーとしての完全な審査の実績を有すること。

審査実績の回数のカウント方法については、3.2b)と同様とする。

c) 受講実績に対しては、4.1b)と同様とする。